

【参考1】 函館市障がい福祉計画の策定経過

第1期 函館市障がい福祉計画（平成18～20年度）

基本指針に則して、平成23年度を目標において、地域の実情に応じ、サービスの数値を設定



第2期 函館市障がい福祉計画（平成21～23年度）

- 第1期計画の進捗状況の分析・評価
- 第2期計画における課題の整理
- 課題を踏まえた着実なサービス基盤整備に対する取組



第3期 函館市障がい福祉計画（平成24～26年度）

- 第2期計画の進捗状況の分析・評価
- 第3期計画における課題の整理
- 障がい児支援施策の取組
- 課題を踏まえた着実なサービス基盤整備に対する取組



第4期 函館市障がい福祉計画（平成27～29年度）

- サービス提供体制の現状とニーズ等の把握
- 第3期計画における取組の状況



第5期 函館市障がい福祉計画（平成30～令和2年度）

障害児福祉計画を包含し、一体として第5期計画を策定

- サービス提供体制の現状とニーズ等の把握
- 第4期計画における取組の状況



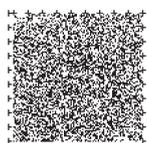
第6期 函館市障がい福祉計画（令和3～5年度）

- サービス提供体制の現状とニーズ等の把握
- 第5期計画における取組の状況



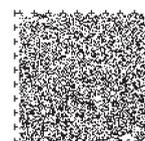
第7期 函館市障がい福祉計画（令和6～8年度）

- サービス提供体制の現状とニーズ等の把握
- 第6期計画における取組の状況
- これらを念頭に置きつつ、成果目標およびサービス見込量を適切に設定



【参考2】「函館市障がい者基本計画」と「函館市障がい福祉計画」

区分	函館市障がい者基本計画	函館市障がい福祉計画
根拠規定	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条, 児童福祉法第33条の20
性格	障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画	3年を1期として定める障害福祉サービス等および障害児通所支援等の確保に関する計画
計画期間	第2次:平成28年度～令和7年度(10か年) ※障がい福祉計画に合わせ計画期間を1年延長予定	第7期:令和6年度～令和8年度(3か年)
計画の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活支援 2 保健・医療 3 教育・育成 4 雇用・就労 5 社会参加 6 権利擁護・理解の促進 7 生活環境 8 情報・コミュニケーション 	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和8年度末の達成に向けた地域生活移行や就労支援および障害児支援等に係る成果目標の設定 2 障害福祉サービス等, 障害児通所支援等の令和6年度から令和8年度までの各年度における必要な量の見込み <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害福祉サービス <ol style="list-style-type: none"> ア 訪問系サービス <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 イ 日中活動系サービス <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 ・療養介護 ・就労移行支援 ・就労定着支援 ・自立訓練(機能訓練・生活訓練) ・就労継続支援(A型・B型) ・短期入所・就労選択支援 ウ 居住系サービス <ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助 ・施設入所支援 ・自立生活援助 (2) 相談支援 <ol style="list-style-type: none"> ア 計画相談支援 イ 地域移行支援 ウ 地域定着支援 (3) 障害児支援 <ol style="list-style-type: none"> ア 障害児通所支援 <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援 イ 障害児相談支援 </div> 3 上記2の必要な見込量を確保するための方策 4 市が実施する地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 5 その他障害福祉サービス等, 地域生活支援事業および障害児通所支援等の提供体制の確保に関し必要な事項



【参考3】障害福祉サービス等の体系

凡例：

訪問系

日中活動系

居住系

